



国民年金のお知らせ～年金の届出を忘れていませんか？～

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金は次の3つの種別からなり、仕事を退職した場合などに届出が必要となります。

第1号被保険者・・・農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第2号被保険者・・・被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

◎このようなときは、必ず届出をしてください。

	事由	種別の変更	届出先
年金加入者	20歳になったとき (被用者年金制度の被保険者等は除く)	1号	余市町役場
	会社を退職したとき (扶養されている配偶者)	2号→1号 (3号→1号)	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	1号	
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	配偶者の勤め先
	配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	配偶者の新たな勤め先

※届出の際は、年金手帳、印かんをお持ちください。

◎年金を受け取っている方も、このような場合には届出が必要になります。

	事由	必要なもの	届出先
年金受給者	住所が変わったとき	・年金証書	余市町役場
	年金の受取口座を変えるとき	・年金証書 ・受取を希望する口座の預金通帳	

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせをお願いします。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236



「児童手当の現況届」について

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための届けです。

提出に必要な書類を6月初旬に送付いたしますので、期限までに提出してください（公務員の方は職場にお問合わせください）。

なお、現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当の支給ができないことがありますので、忘れずに提出してください。

提出期限：令和3年6月30日(水)

子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）でオンライン申請が可能です！！

◎必要なもの・マイナンバーカード（顔写真・ICチップ付カード）

・ICカードリーダーまたは対応スマートフォン

※詳細は、**マイナポータル**  <https://myna.go.jp> へアクセスまたは町ホームページをご覧ください。



問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122